

びわこボートレース場中期経営計画にかかる経過報告について

I 地方公営企業法の基本方針策定

1 趣旨

昨年 3 月に策定された「びわこボートレース場中期経営計画」において、人材の育成と組織の強化を図るため、平成 30 年度からの地方公営企業法（以下「法」という。）の適用に向け、今年度中に基本方針を定めることを重点プロジェクトに位置付けました。

これは、当场が将来に渡って安定的に事業運営するための手段として、法適用を実施した場合の効果进行を明らかにし、法適用の方向性について定めようとするものですが、今回、策定中の基本方針につき、中間報告を行うものです。

2 概要

1) 背景

①包括外部監査の意見

平成 25 年度に行われた包括外部監査において、減価償却等、事業の継続を前提としたフルコストを回収するための売上が認識し、かつ、それを達成するための施策を検討することに繋がることから、法適化の検討を進めるべきであるとの意見が付されました。

②近年の国の動向

地方公営企業施設の老朽化や人口減少等にかかる厳しい経営環境下において、経営成績（損益情報）や財政状態（ストック情報）を的確に把握することの重要性について指摘されています。

また、一般会計を中心とする官庁会計に対しては、財政マネジメント強化のため、統一的な基準により、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類を作成するよう示されており、複式簿記の導入に対する必要性は高まっています。

③ボートレース業界の動向

国交省海事局長の私的懇談会「モーターボート競走事業活性化検討委員会」から、収益事業であるモーターボート競走事業にとって、「官庁会計を基本とした現行の財務会計の考え方は、必ずしも適しているとは言い難い」との提言があり、業界として法の適用を目指しており、業界団体から法を適用していない各施行者あてに、法適用について要請されています。

2) 公営企業会計方式導入の効果

①官公庁会計方式と公営企業会計方式の主な比較

項目	官公庁会計方式	公営企業会計方式
財務報告の目的	限られた収入（現金）をどれだけ効率的に分配しているかを監視、評価	財政状態、経営成績を報告、説明
会計の特徴	支出を統制することに重点 事前の管理（予算）を重視	独立採算が機能しているかどうかを開示することに重点 事後の評価（決算）を重視
認識基準	現金主義	発生主義
固定資産	観念なし（会計上管理しない）	固定資産台帳を整備 （貸借対照表の「資産」に計上）
減価償却費	観念なし（歳出に科目なし）	収益的支出に科目あり

②公営企業会計方式導入の効果

(ア) 収益事業としての位置づけの明確化

公営競技事業は、事業目的自体が公共の福祉の増進を図るものではなく、一般会計へ繰り出すことで公益性が認められる性質を有します。したがって、収益性の確保こそが最優先され、収益性が確保されているかについて開示することは、収益事業としての位置づけを明確化することとなります。

(イ) 計画的な施設管理・将来を見据えた投資計画

事業の継続性を前提としたフルコストの回収を意識して収益確保を図る必要がありますが、減価償却費を計上することで計画的な施設管理や機械更新が可能となります。また、貸借対照表を作成することで資産の有効活用や将来の投資計画について必要な情報を早期に把握することが可能となります。

3) 法適用の範囲

①一部適用と全部適用の比較

(●：適用 ×：非適用)

法の規定	概要	一部適用	全部適用
財務規定	公営企業会計方式の採用	●	●
組織規定	管理者の設置、条例による組織の設置	×	●
職員の身分取扱	地方公務員法等の一部を適用除外 職員の任免は管理者が行う	×	●

②他場の状況

近年、法適用する団体は増加傾向にありますが、今後、さらに増加し、平成 29 年度には全団体の過半数以上、また、開催日数 100 日以上の団体のほとんどが移行するものとみられます。

項目	団体数	全適	一部
地方公営企業法適用団体数(全団体)	36	10	5
地方公営企業法適用団体数(開催日数100日以上に限る)	23	8	4

※平成 27 年4月現在の状況。

4) 今後の移行作業

資産調査、企業会計システムの導入等、必要な作業の進行状況を踏まえつつ、平成 30 年度からの前倒しも含め、今後検討を進めます。

3 基本方針策定スケジュール

総務・企業常任委員会に報告の上、今年度中に策定します。

II 外向発売所について

1 趣旨

近年、ボートレース業界において、場間場外発売を実施する際、経費の削減を図りつつ発売日数を拡大するため、「外向発売所」の設置を推進しており、一般財団法人 BOATRACE 振興会が、全国のボートレース場の外向発売所に必要な施設、設備、機器の整備を行うため外向発売所整備支援制度(支援上限額3億円)を設けています。

びわこボートレース場においても、この外向発売所整備支援制度を利用して既施設を改修し外向発売所を整備します。

2 設置目的

現在、びわこボートレース場以外の舟券を発売する場間場外発売では、本場開催に比べ売上げが少ないにもかかわらず、本場全体を利用するため本場開催に準じた経費を要しています。

また、現状で発売場数を拡大するためには、場内テレビの増設等、多額の経費を要します。

これら諸課題に対応するため、場内の一部を区切り、コンパクトな施設で舟券を発売することにより、経費削減および発売場数の拡大を行うものです。

※外向発売所・・・本場に入場することなく舟券の購入、的中舟券の払戻しができるボートレース場敷地内の施設のこと

項目	外向発売所	現行の場間場外発売	ボートピア
場 所	競走場敷地内	競走場敷地内	競走場敷地外
入 場 料	徴収しない	徴収しない (本場開催時は徴収)	徴収しない
入 場 回	本場と別	本場と同じ (本場の発売施設を使用)	—

3 施設概要

施設概要は以下のとおりです。

- ・設置場所 びわこボートレース場1階北側スタンド内
- ・事業費 3億円(消費税等含む)
- ・発売窓口数 19窓(自動機18、大口払戻用手窓1)
- ・スケジュール 平成27年度 支援契約締結、実施設計完了
平成28年度 本体工事着手、10月頃開設予定

4 効果

限られた専用の施設で舟券発売を行うことによりコンパクトな発売体制となるため従事員等の人件費や光熱水費等の経費の削減が可能となります。

更に、最大6場の舟券発売が可能となるため売上げの向上が見込まれます。

5 その他

全国24のボートレース場のうち21場で設置済です。